

資金不足比率の報告について

令和2年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和3年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

令和2年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 |
|----------------|--------|
| 病院事業会計 | — |
| 下水道事業会計 | — |
| 水道事業会計 | — |
| 工業用下水道事業会計 | — |
| 自動車運送事業会計 | — |
| 卸売市場事業特別会計 | — |
| 港湾整備事業特別会計 | — |
| 生田緑地ゴルフ場事業特別会計 | — |

1 川崎市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

2 表中の「資金不足比率」における「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。